

議第百六十三号

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院第三期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第一項の規定により、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院第三期中期目標を別添のとおり定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇